

## < 5号海区における「にいな」の第一種共同漁業権新規魚種の設定について >

### 1 漁業権魚種設定の判断となる法律上の規定等

項目	内容
漁業権 【漁業法】	<p>第六条 この法律において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。</p> <p>5 「共同漁業」とは、次に掲げる漁業であつて一定の水面を共同に利用して営むものをいう。</p> <p>一 第一種共同漁業 藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業（共同漁業）</p> <p>① 参入する者を一部の者に特定されるべきではなく、必要とされる資本の観点から組合員の参入が容易な漁業であつて、漁場を共同に利用するものが適当なもの</p> <p>② 他組合との複雑な入り会い関係がなく、地元の漁協等に任せても良い漁業</p> <p>→ その管理を生活上その漁業に依存する関係地区の団体的な規制に委ね、年々の状況に応じてその漁業の管理がなされることが適当である。（逐条解説 漁業法 より）</p>
漁場計画 【漁業法】	<p>（免許の内容等の事前決定）</p> <p>第十一条 都道府県知事は、その管轄に属する水面につき、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をすることが必要であり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに定置漁業及び区画漁業についてはその地元地区（自然的及び社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。）、共同漁業についてはその関係地区を定めなければならない。</p>
水産庁技術的助言 【漁場計画の樹立について（抜粋）】	<p>第一 一般的事項</p> <p>2 法第11条の解釈運用について</p> <p>（1）漁業権免許の必要性</p> <p>「漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許を必要とする」とある場合は、その水面の自然的条件すなわち、水深、水温、潮流、資源等の状況が免許漁業を営むのに適しており、かつ、漁業生産力の維持発展を図る上において水面の総合利用の一環として免許漁業を営むことが適当であることを指します。（中略）また、経済的に価値のないものを漁業権の内容とすべきでなく、・・・（以下略）</p> <p>第二 共同漁業について</p> <p>1 総論</p> <p>共同漁業は組合による漁場管理がなされ、その漁業権の関係地区の漁業者が共同して漁場を利用するということにその特徴があります。</p> <p>4 第一種共同漁業権について</p> <p>（1）第一種共同漁業は、その前提として漁業関係者による資源の保護培養と自治的な漁場管理を特に必要とするものであるから、これらに対する漁業関係者の意欲のいかんを重視して対象水産物を選定し、漁場計画をとりまとめる必要があります。</p>
漁業権免許に対する県の方針 【鳥取県海面漁業権免許方針（素案）抜粋】	<p>【鳥取県海面漁業権免許方針（素案）】</p> <p>2 免許の内容たるべき事項</p> <p>（3）漁業の名称（漁業権内容種）</p> <p>② 新規設定のある魚種の考え方</p> <p>第一種共同漁業権は、その前提として漁業関係者による資源の保護培養と自治的な漁場管理を特に必要とするものである。また、漁場生産力の維持増大を図るとともに、加工品開発・販売による雇用創出等、地域振興にも資する観点も考慮し、新規の漁業権内容種の設定は、以下の方針により、その可否について検討する。</p> <p>ア 漁業生産において重要な魚種、地域振興において有益な魚種</p> <p>イ 漁協管理により積極的に資源の保護培養を図ることができる魚種</p>

### 2 5号海区における「にいな」漁業に関する漁協の意見について

#### ◎漁協の説明、意見

ウニが獲れず H24 はニイナが夏の生計を支えた。多い人は 600kg 出荷。サザエと単価が変わらない。漁業者にとって重要な魚種である。また、ニイナを共同漁業権に設定しなければ、員外者によるアワビ、サザエの密漁を防ぐことができない。

（各漁協からのヒアリング、12月に行った海区別意見交換会での意見）

### 3 免許方針に基づく「にいな」の新規魚種設定の検討状況（第340回委員会 H25.1.15 説明）

魚種	考え方
にいな	<p>○漁獲実績がある。○現在は漁場管理を行っていない。</p> <p>○放流等積極的な資源の保護培養を行うことが困難。</p> <p>○以前から組合員以外の者も漁獲しており、漁業権を設定した場合、組合において漁場管理上これらの者との調整が必要。→新規魚種とはしない方向で検討。</p>

#### （第340回委員会での委員意見）

にいなは住民が昔から捕っており海に親しむ上で重要な貝である。一方でにいなを漁獲し大事な収入源としている漁業者の生活を守る必要があり、どう折り合いを付けていくかということが大切である。関係者の意見を良く聴いて調整すること

### 4 第340回委員会終了後以降の「にいな」に関する協議・意見交換等（主なもの）

日程	内容
1/29	5号海区漁場管理委員会での意見交換
2/21	地域住民、町との意見交換会（赤碕町漁協主催）
3/4	赤碕町漁協磯組合からの聞き取り ※その他にも漁協、町との個別の意見交換を実施

### 5 各関係者との意見交換を踏まえた上での「にいな」漁業権の検討

免許方針に沿った検討により生じた問題点等	5号海区内漁協の対応・検討状況
1 漁獲しており、漁業上重要な魚種であることが必要	<p>漁獲実績有。漁獲量、額的にも他の貝類等と比較し寡少なものではない。漁協はにいなを直売所等で販売、また採算がとれれば瓶詰めを販売も検討。</p> <p>◎漁獲量 H24年 行使者14名 漁獲量2,339kg 金額1,455千円 H23年 漁獲量1,080kg 金額748千円 (赤碕町漁協)</p> <p>◎現在のにいな漁業の現状(H24.3.4赤碕町漁協磯組合聞き取り)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主にオオコシダカガンガラ、コシダカガンガラ、バテイラを漁獲</li> <li>・沿岸全域、岸から水深4～5mぐらいまでの範囲で漁獲</li> <li>・にいながいれば常時漁獲し市場に出荷。漁獲時間は他の貝類と同様7:30～9:00に制限</li> </ul>
2 漁協管理により積極的な資源保護管理を図る必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業時間の制限、サイズ制限等を実施することにより。資源保護管理を図る。</li> </ul>
3 以前から組合員以外の地域住民等も採捕しており、漁業権設定の場合は調整が必要	<p>①対象魚種を絞る（コシダカカンガラ、オオコシダカガンガラ、バテイラ）。</p> <p>②地域住民等が今までどおり採捕できるようにする。</p> <p>【地域住民等との意見交換により検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→漁協は潜水で潜って漁獲する場所を守る必要ありとの考え。</li> <li>→地域住民と協議の上、ルールを検討。（漁業権が設定されても地域住民等は胴長程度であれば採捕はOK等。（水深1m、岸から0m・・・））</li> <li>→資源管理についても、今後漁業者と地域住民等で協力して行うことが期待される。</li> </ul> <p>③上記のルールを漁業権行使規則に明示すると共に、様々な手段で広報（町報、CATV、看板等）</p>

※5号海区内で上記の対応事項を確実に実施されるのであれば、「にいな」を新規魚種とする際に生じる問題点、調整が必要な事項は、解消される見込みであることが明らかになったので、対応事項が確実な実施を求め、5号海区に「にいな」を新規魚種として漁場計画に掲載すべきと考える。

### 6 5号海区のみに「にいな」を新規魚種として設定する理由

- ・自ら住民との意見交換を実施し、採捕のルールについて話し合いにより検討する等、自治的な漁場管理と資源保護培養に対する意欲が非常に強い。
- ・漁獲状況をしっかり把握している。
- ・漁業者(漁協)が漁場を自主的に管理するという共同漁業の趣旨を良く理解している。